新旧対照表

※取り消し線は削除箇所を、下線は加筆箇所を示す。

項目	新	旧	備考欄
第 1 章 第 2 条	3. 「パートナー」とは、当社と利用契約を締結して本サービスを利用する者のうち、本規約に基づき当社が認めた法人又は個人事業主であって、本制度を活用して本サービスの拡販施策を行うことにより、その利用に係る料金に対する所定の値引き又は報酬等の利益を受領する者を総称していい、その詳細は第 4 条及び第 5 条に定めるものとします。 4. 「エンドクライアント」とは、パートナーが本制度を利用して、本サービスを活用した役務を提供する相手方をいいます。	3. 「パートナー」とは、当社と利用契約を締結して本サービスを利用する者のうち、本規約に基づき当社が認めた法人であって、本制度を活用して本サービスの拡販施策を行うことにより、その利用に係る料金に対する所定の値引き又は報酬等の利益を受領する法人を総称していい、その詳細は第 4 条及び第 5 条に定めるものとします。 4. 「エンドクライアント」とは、パートナーが本制度を利用して、本サービスを活用した役務を提供する相手方~~となる最終顧客（一般消費者又は個人事業主を含めず、法人格を持つ団体に限ります。）~~をいいます。	パートナー及びエンドクライアントの範囲を拡大する定義の修正
第 2 章 第 3 条	2. パートナーは、法人格を持つ団体又は個人事業主であって、かつ本サービス及び本制度を営利目的で利用する者に限ります。当社は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その申し込みを承諾しない又は申し込みの承諾を撤回することがあります。 ② パートナーが法人である場合に、本制度利用契約の申込みを行う者が雇用されている法人より本制度利用契約の締結に必要となる正当な権利を委任されていないとき又はそのおそれのあるとき	2. パートナーは、法人格を持つ営利団体又は個人事業主であって、かつ本サービス及び本制度を営利目的で利用する者に限ります。当社は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その申し込みを承諾しない又は申し込みの承諾を撤回することがあります。 ② 本制度利用契約の申込みを行う者が雇用されている法人より本制度利用契約の締結に必要となる正当な権利を委任されていないとき又はそのおそれのあるとき	趣旨を明確化するための修正